

旅館業を営む方へのお知らせとお願い

1. 宿泊者名簿記載の徹底

従前より、宿泊者名簿の記載は旅館業法に規定されているところですが、感染症対策及びテロ対策の重要性から、旅館業法施行規則及び施行細則が改正され、平成17年7月1日より、宿泊者名簿の記載事項が下記のとおり義務づけられています。

◎宿泊者の住所、氏名、職業、年齢、性別、前宿泊地、行先地

客室の名称又は番号、到着年月日、出発年月日

国内に住所を有しない外国人の方 国籍及び旅券番号

2. 衛生管理の徹底（別紙参照）

●浴室

レジオネラ症対策を徹底して下さい。

レジオネラ属菌の殺菌には一般に2つの方法が用いられます。

1. 高温消毒

60度以上に加熱した高温水に触れさせる

大きな貯湯槽などでは場所によって温度に違いがでることに留意して下さい。貯湯槽は常に60℃以上に保たなければなりません。

2. 塩素消毒

遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上で維持

主に次亜塩素酸ナトリウムを用います。湯のpHがアルカリ性寄りであったり、温泉の成分自体にアンモニア成分が多いと効果が薄くなってしまいます。

●客室・寝具・施設一般

トコジラミによる被害が増加しています。注意して下さい。

トコジラミ防除の方法としては一般に3つの方法があります。



1. 殺虫剤

直接噴霧法と生息場所に噴霧する残留噴霧法があります。直接噴霧法はエアゾールタイプが便利で、残留噴霧法は残留性・殺虫効果のあるものが良いでしょう。

2. 加熱

衣類は熱湯（79℃以上）で5分以上洗濯。または熱風乾燥機で加熱して下さい。※熱に弱い素材の加熱は避けてください。

3. 物理的方法

目の非常に細かいカバーで、マットレスやボックススプリングなど寝具を包みます。ベッドの場合は、ベッドの足が進入経路になるので4つの足下に容器型トラップを設置します。

●飲料水

貯水槽を設置している場合、徹底した衛生管理が必要です。

（赤痢・O-157・クリプトスポリジウム等にご注意）

3. 申請、届出などの徹底

適正な営業により宿泊される方々の安全を確保し、満足していただけるサービスを提供していただく為にも、法で定められている手続きを遵守してください。事前の相談や手続きは保健所で行っていますので活用してください。

●申請書記載事項変更の届出

営業許可申請書等の記載事項に変更が生じた際の届出

- ◆営業施設の名称、所在地変更
 - ◆営業者の住所、氏名
 - ◆施設の構造設備（※）
 - ◆管理者の変更
 - ◆法人の所在地・名称・代表者の変更
- 等

※当初許可申請時の内容と比較して、過半の増改築、改装、模様替え等を行う場合は、新たな営業許可申請が必要になることがありますので、必ず保健所に相談してください

●営業承継承認申請

営業者の地位の相続、合併、分割による承継をする為の申請

- ◆個人営業者：営業者が死亡した際、旅館業を引き継ごうとする場合は死亡後**60日以内**に知事に承認を受ける必要があります。
- ◆法人 " "：法人が合併、分割により営業者としての地位を承継する場合は**事前**に知事に承認を受ける必要があります。

●旅館業の停止等の届出

営業の全部又は一部を停止（廃止）したときの届出

- ◆停止（廃止）後**10日以内**に届出
- ※営業をやめられていても廃止届が提出されていない例が多数見られます。
必ず届け出てください。

●旅館業の再開の届出

停止している営業の全部又は一部を再開しようとする際の届出

※再開届を届出ずに営業を再開しないでください。

など

詳しくは旅館業法施行細則をご覧ください。

http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000424.html

何かご不明な点がありましたら旅館等所在地を管轄する保健所までご連絡下さい。

郡山保健所	衛生課	0743-51-0193
中和保健所	生活衛生課	0744-48-3033
吉野保健所	衛生課	0747-52-0551
内吉野保健所	地域生活課	0747-22-3051

このパンフレットについての問い合わせは奈良県消費・生活安全課営業指導係 電話 0742-27-8674

宿泊施設の衛生管理のポイント

●浴室

近年、きちんと衛生管理されていない浴槽水が感染源であるレジオネラ症が問題となっています。レジオネラ症の発生は年々増加しており、死亡するケースも見られます。入浴施設を安心して利用できるような衛生管理を徹底してください。

- ・浴槽水は毎日全換水すること。循環ろ過装置を設置している場合は、1週間に1回以上全換水すること。また、換水の都度、浴槽を清掃すること。
- ・浴槽水は、塩素系薬剤で消毒し、残留塩素濃度を0.2～0.4 mg/L程度に保つこと。
- ・残留塩素濃度は毎日測定し、結果を3年間保存すること。
- ・浴槽水の水質検査を1年に1回以上実施し、結果を3年間保存すること。
- ・浴槽水は常に満水状態を保ち、水をあふれさせることにより、浮遊物等を除去し、清浄に保つこと。
- ・ジャグジー、ジェット等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している浴槽は、毎日全換水し、清掃すること。
- ・1週間に1回以上、ろ過器、配管を塩素消毒すること。
- ・1週間に1回以上、ろ過器を逆洗浄すること。
- ・毎日、ヘアキャッチャーを清掃すること。
- ・頻繁に清掃及び消毒していない回収槽の湯水は浴用に使用しないこと。

検査項目

浴槽水	濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌
原湯・原水・上がり用湯・上がり用水	色度・濁度・pH値・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌

水質検査機関・業者の紹介（H27.4.1現在の料金）

奈良県保健研究センター	桜井市栗殿 1000 TEL 0744-47-3184 浴槽水 4項目 ¥14,290 原水・上がり湯 6項目 ¥16,550 *単項目での検査も可 レジオネラ属菌 ¥7,200 大腸菌群 ¥1,640 など
-------------	--

検査項目が同じであれば上記以外の検査業者等で検査されても問題ありません。

●客室、寝具、施設一般

全国各地でトコジラミによる被害が増加しており、訴訟に発展した事例もあります。客室、寝具、施設全体の衛生管理に留意し、必要に応じて適切な害虫防除を行いましょ。

- ・シーツ・カバー・浴衣等は、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- ・布団、枕、毛布等の寝具は、随時日光消毒又は加熱処理を行うこと。
- ・寝具保管室は、常に整理整頓し清潔に保つこと。
- ・ねずみ・蚊・ハエ・ゴキブリ等の発生、生息状況を定期的に点検し、適切に駆除を行うこと。
- ・宿舎の周囲や宿舎内は、毎日清掃し、清潔に保つと共に、保守点検を実施すること。

●飲料水

貯水槽が設置されている水道や井戸水は、赤痢・O-157・クリプトスピリジウム等の水系感染症を引き起こす危険性が高く、徹底した衛生管理が求められます。

- ・原則として、水道水を使用し、井戸水等水道以外の水を使用する場合は、水質検査を受け「飲用適」の確認をすること。
- ・蛇口から出ている水の残留塩素が0.1 mg/L以上であることを確認すること。
- ・水の色、濁り、臭い、味は毎日確認し、異常を認めた場合は、適切な措置をとること。
- ・飲用に適さない水を雑用水等としている場合は、その旨表示すること。
- ・受水槽や高架水槽がある場合は、清掃、点検を受けること。
- ・供給する水が健康を害する恐れがある時は直ちに給水を停止し、関係者に周知すること。